

昌子の広場

第120報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



でたらめ住民監査請求 東北3県を見てきました 本気か市民税10%減税

目次

・でたらめ住民監査請求	P1-3
・本気か市民税10%減税	P3-4
・昌子の広場	P4

経過は左表の通りですが、まず箕面市と和泉市の監査請求の内容について見てみます。

箕面市の監査結果は、介護調整交付金の申請行為は、公権力の行使として特定人に具体的な金銭納付義務を発生させるものでは無いから、公金の賦課徴収に該当しないので、違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実には該当しない。又本件の介護給付費財政調整交付金は、国の交付決定をもってはじめて市が債権者としての補助金請求権を有するものであるため、誤った数値報告に基づくとはいえ、国が決定した交付金額と本来報告すべき正しい数値に基づき試算した交付予想金額との差額は、市が当然請求できる債権ではないから財産の管理を怠る事実にもあたらないとして、監査請求は却下が相当と判断したものです。

一方オンブズ和泉の監査請求は、担当職員は申請ミスにより過少交付となり市に損害を与えた。市は職員に損害賠償を請求する権利を有しているがそれを怠っている。損害賠償請求権は債権であり市の財産である。従って職員に損害賠償を怠っているのは財産の管理を怠る事実にあたり、監査請求の対象となる財務会計行為にあたる。

このように以上の二つの請求は、同じ申請行為のミスについて監査請求したのですが、請求の趣旨(内容)は全く違うものです。

それにも拘わらず、市の監査委員(実質的な監査は監査事務局が行ったと思われるが)は、十分に監査請求を正解せず、箕面市の監査結果を結論を含め、そのまま踏襲(コピー)し、「本件請求の対象行為にあたる法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる「違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実」に該当するものとは認められない。よって本件は財産の管理を怠る事実にも該当しない。」と結論づけまし

でたらめ監査をめぐる経過

- H22.1
介護給付費財政調整交付金算定のための第1号保険者の所得段階別被保険者数を誤って報告
- H22.2
財政調整交付金の国からの内示で、交付金が少ないことが発覚、誤りが明らかに
- H22.3
国に訂正を申し出だが拒否される。何らかの対応を要望。国は省令を改正し、不足額の7割を補填
- H22.6
誤った報告で交付金が1500万円過小となった事を市は公表
- H23.3
違法な事務処理で市に損害を与えたとしてオンブズ和泉代表が住民監査請求
- H23.3
請求棄却の監査結果
今回請求の趣旨に何ら判断せず、請求していない事について棄却の判断。何故このような監査結果となったのか疑念ぬぐえず
- H23.5
オンブズ和泉代表が、監査結果を不服として住民訴訟提訴
- H23.7
たまたま箕面市で同様の介護保険の過少交付についての住民監査請求の結果を見て、和泉市の監査結果がこの箕面市の監査結果のコピーであることが判明、杜撰な監査結果が出された理由がわかりました

でたらめ住民監査結果
再び他の自治体の監査結果を「コピー」!

た。

コピーした具体的箇所は、監査の中心となる「本件に係わる判断」の項で「本件の介護給村費財政調整交付金は、(全国の自治体が算出した諸係数に従って配分されるものであり、)国の交付決定をもってはじめて和泉市が債権者としての補助金請求権を有するものであるため、誤った数値報告に基づくとはいえ、国が決定した交付金額と本来報告すべき正しい数値に基づき試算した交付予想金額との差額は、和泉市が当然請求できる債権(和泉市の財産)ではない。」()内が追加されている以外は算面市を和泉市に置き換えただけです。

又、最後の要望の項も、大筋は算面市の内容と同じであり、出だしの「本件住民監査請求事案は、住民監査請求の対象とは認められないが、事務上のミスによる(調整交付金の申請誤りにより)、国から本来交付されるべき介護給付費財政調整交付金額が交付されなかったことは、看過できない事実であり、市民の信頼を裏切る結果となったことも否定できない。」()内が追加されただけでその他は全く同じです。

他の監査結果を事例として検討することは当然認められますが、請求の趣旨及び原因が全く異なっているにも拘わらず、他の自治体の監査結果を流用した事とはとんでもないことです。

以前議会事務局から議員への訃報提供の住民監査請求で、北海道北見市と東京都の監査結果を丸写しにした事が大きな問題になりましたが、その体質は今も変わっていないと思わざるを得ません。

監査の実質は監査事務局が担っているものと思いますが、監査委員が監査結果の全責任を負っています。訃報問題のあと代表監査委員が市のOBから公認会計士などの有識者に変更されましたが形だけのものに終わっているようでは意味がありません。

更に、請求に理由がないとした事由に監査結果で「介護保険特別会計に対し市は法定繰入金(12.5%)以外の繰入れは行っていないことから市に損害を与えてはいないことになる。」とありました。とんでも無い判断で、特別会計であれ、一般会計であれ市の会計であることに変わりが無く、一般会計からの繰入が無いから市に損害はないという判断は、監査委員の適正を欠くと言われても仕方が無いと思います。

さすがに住民訴訟では、市の代理人は監査結果の理由は一切引用していません。監査結果は請求に理由が無いとして請求人の措置請求を退けるのが殆どですが、今回はその内容が余りにお粗末すぎます。それにつけても実質的な監査をする監査事務局の体制の早急な立て直しが必要と思われれます。

東北3県を見てきました

7月22日から24日までの間 宮城、岩手、福島3県の主にダム、堤防の状況調査に参加しました。往復が車中泊でしたので、実質2日間の調査になりました。メンバーは自然保護団体NPOと元大学教授など、ダムの活動を通じて知り合った8人です。22日夕方大阪を出発し、メンバー2人が待機する岐阜で合流。ここで10人乗りの車に乗りかえ日本海周りで、最終東北自動車道を走り、第一の目的地である宿(しゅく)の沢ダムへ到着。

このダムは宮城県栗原市高清水にあり、利水目的で1997年着手。完成は2003年です。被害状況は斜面の崩落で、約30mにわたっているとのこと。ただし崩落箇所はそのまま、宮城県は「軽微なもの」との認識のようですが、水が満たされていたら危険だったとの指摘も出ているようです。槇尾川ダムより流域面積が狭く、かつ湛水面積が2倍近くあるダムとして記憶に残るダムになりそうです。ダム周辺には立派な顕彰碑が建てられています。

次に向かったのは田瀬ダムです。岩手県花巻市にあり重力式コンクリートダムで治水・かんがい・発電用となっています。

今回の地震により、ダム天端高欄等にコンクリートの剥落が発生したり、漏水量が14ℓ/分から69ℓ/分に増加したりしたそうです。

ただしその量は最大でも10ℓ/分程度でダムの安全性には問題ないと判断しているそうです。コンクリートの剥落だけではなく、ひび割れも多く見られましたので、今後も引き続き注視する必要があると感じました。

ここには管理支所があり、係員さんが一人おられました。とても気さくな方で私たちの趣旨を知ると、あそこもここもと被害のあった場所を教えてくださいました。ここで私はダムのパンフレットとともに「ダムカード」なるものをはじめて目にしました。横6cm、縦9cmのいわゆるカード型で所在地や河川名、型式、管理者、堤高・堤頂長等が記載されています。マニアはこのカードがほしくてダムめぐりをすることもあるそうです。

その後遠野市道の駅で昼食を用意し、釜石市内に向かいました。

製鉄の町釜石市の製鉄所の横の敷地からは煙がモクモクと立ちのぼっていました。被災地での瓦礫の処理の一部かと思いました。

釜石市は市街地の中心部が津波被害にあい、大震災から4ヶ月経過しているにもかかわらず、まだその

爪あとは生々しく残っていました。愛宕神社がある高台から市内を一望しました。

テレビ等の報道によるとこの場所は、避難した住民が呆然として津波の来るのを見ていた場所だと思われます。ご自分が育ったあるいは生活していた町を、自然の大きな力が飲み込んでいくさまを、無言で見なければならなかった人々の、そのときの心情を思うと言葉がありませんでした。

町は1階が津波の力で貫通され、柱だけが残された家屋や泥をかぶった自動車が高く積まれた場所など、ある程度は片付けられているものの津波の力は想像を絶するものだと改めて感じました。

町を歩く住民はお一人お見かけただけで、あとは後片付けのための仕事をする方々だけでした。

次に向かったのは大船渡市です。大船渡魚市場を見下ろす場所で、陸地に打ちあげられた船を見ているときに突然足元がぐらつきました。

何だ、何だと思っているうちにそれは地震による揺れだとわかりました。大船渡市では震度4。強い地震は4月12日以来3ヶ月ぶりだったそうです。

ここでは奥州市水沢に住む高齢の女性からお話を伺うことができました。

その方のお話では4月7日の余震が真夜中に起きたため、非常に怖かったそうです。外に出ても庭石の場所までわからず、避難に難儀したとのことでした。

その後 陸前高田市、気仙沼市を通過し、「鹿折唐桑駅」周辺を見学しました。ここには陸地に打ち上げられた大きな船が横たわっており、また線路の枕木がこげているなど、火災の被害が生々しいところでした。

その後南三陸町、登米市(旧津山町)を経て北上大堰に到着したのは日も暮れかかった5時40分頃です。

この状況もまた悲惨で近くの吉浜小学校の時計は2時46分をさしたまま止まっていました。

新北上大橋の橋脚の一部が流され、橋は通行できない状況になっています。

吉浜小学校は当時の在籍者49人で校舎屋上の屋根に避難したそうですが、死者・不明者7人とされています。コンクリート3階建ての校舎は原型をとどめていましたが、その横の2階建ての建物は柱だけが残されている部分があり、津波の衝撃の大きさを物語っているようでした。吉浜小は追波湾に近い河口にありそれだけ津波の到来が早かったのも、犠牲者を出したものと思います。

2日目は次回会報で報告させていただきます。

本気か市長の市民税10%減税

9月13日から始まる9月議会に重要な議案が出される可能性があります。それは市長の公約である市民税10%削減を行うための補正予算案です。この議案が提出されるか否かが、市長の本気度を示す事になります。

今回参考の為に総務安全委員会として埼玉県北本市を視察しました。

7月11日、12日の両日総務安全委員会として、埼玉県北本市と東京豊島区の2カ所を視察して来ました。

2011年現在、日本で市民税減税を実施しているのは名古屋市(2010年より)と北本市で、2010年に1年間実施したのは愛知県半田市でした。

名古屋市と半田市は当時国からの地方交付税(親からの仕送りに相当するもの)を受けていない団体でしたが、北本市は地方交付税をもらっている団体(和泉市同様 仕送りがなければ自立してやっていけない)としては日本で初めての市民税10%減税です。

その経緯は2010年6月突如として市長から提案されたそうで、議員も新聞報道でそのことを知ったそうです。

3期目を目指す市長候補の実績づくりの一環だとの指摘もあったようですが、2010年8月30日開会の第3回北本市議会定例会に提案し、賛成10、反対8で9月24日最終日に可決されました。

ちなみに市長選挙は2011年4月に行われ現職が勝利されましたが、現職15,960票、対立候補14,076票の僅差だったそうです。選挙では市民税10%減額は既に条例が出来ていたことから争点にならず、北本駅前西口整備が争点になったそうです。

北本市の人口は約7万人。一般会計規模は189億円で減税額は3億7千万円。減税に必要な財源は平成17年度からの第3次行政改革による効果額8億2800万円の中から減税基金に積み上げたそうです。

納税義務者は均等割りのみ 2655人。所得割あり31431人の計34086人(総人口の48.4%)。

減税に伴う経費は①システム改修費に2546万円(平成22年度のみ) ②年間の維持管理費124万円。これは23年から27年までの5年間必要。

また交付団体として気がかりになる点は、地方交付税の中の特別交付税の調整分が減額される可能性や建設工事の為に起債が、従来の協議から許可制になることです。

この点について、特別交付税については実質的にないだろうと判断されていました。また起債については従来の協議から許可制になり多少ハードルがあると思っていたが、実際は2年間許可制になると思われるとのことでした。

昨年市民税10%減税を実施した半田市では、そのこと

を市民の31パーセントが知らなかったと言う結果に、担当職員さんはショックを受けておられましたが、北本市では実施後のアンケート調査は今のところ未定ということでした。和泉市は10%削減を実施した時はアンケート調査を行うと議会で答弁しています。

北本市は和泉市同様交付税の交付を受けている団体ですが、減税に必要な財源は過去の行政改革で確保し、基金に積み立てています。

一方和泉市では「再生プラン」にも減税と市民病院は位置づけがなく、もちろん財源も確保されていません。あてにしているのは23年から27年にかけて実施する「再生プラン」が予定通り実行できれば65億円の効果額があるとの絵に描いた餅です。

この点でも先行して実施した自治体と大きく異なります。北本市でも市内経済活性化にまわした方が良いとの声が多くあったとのこと。

6月議会で市民税減税を行うなら、補正予算計上は9月議会がタイムリミットだとの答弁がありました。

議会としてのチェック機能をどのように発揮するのか、議会もまたその力量を問われていると感じます。

市長公約の上下水道料金10%削減は、東日本大震災の影響から災害に強い街に財源を回すために、取り下げましたが、実質は財源上大きな問題があると判断したもののと思います。

今回の市民税10%減税を取り下げれば市長の公約の正当性が問われかねませんが、民主党のマニフェスト見直しの論議からしても、もともと意思つきで出てきた施策であり、撤回するのに何の躊躇も要らないでしょう。もっとも市長の公約違反の責任は追及されるのは避けられませんが、市民を第一に施策を行うべきで市長の責任論と同一には出来ません。

今までもこの公約実現について議会でも多くの議論がありました。私は1年限りの施策で政策効果は限定的で、この財源は再生プランの効果によっていますが、絵に描いた餅になる可能性もあり、更に今回の東日本大震災の影響で2億円の国庫補助金等の減額(*)があり、厳しい財政下にあって、選挙の為に打ち出されたとしか考えられない施策に市民の貴重な税金(基金の取り崩し)を使うべきではないと思っています。

市長の適切な判断を期待しています。

(*) 東日本大震災の影響

(単位百万円)

関連事業	当初予算計上額		国費内示額	削減額
	事業費	国費		
道路	714	288	193	▲95
公園	125	46	32	▲14
住宅	128	67	51	▲16
学校	18	3	0	▲3
再開発	992	264	172	▲92
公共下水道	924	150	110	▲40
合計	2901	818	558	▲260

昌子の日記&予定

- 8/1 和泉中央駅会報配布
- 8/2 和泉中央駅会報配布、南部市議会議員研修会
- 8/3 和泉中央駅会報配布、榎尾川上流部の治水対策に関する地元住民と知事の意見交換会
- 8/4 ソロプチ納涼会
- 8/5,6 雨水ネットワーク会議全国大会 in 大阪
- 8/8 和泉府中駅会報配布、外部評価委員会傍聴、あすの榎尾川を考える定例会
- 8/9 信太山駅会報配布、下水道協議
- 8/10 ごみ問題学習会
- 8/11 北信太駅会報配布、和泉女性議員団東日本大震災募金活動(信太山駅)
- 8/12 和泉中央駅会報配布、農業委員会傍聴
- 8/17 光明池会報配布、事務所運営委員会
- 8/18 教育委員会定例会傍聴
- 8/19 和泉中央駅会報配布
- 8/23 議員研修会
- 8/24 外部評価委員会傍聴
- 8/25 まちづくり協議、信太山丘陵問題役所前ピラ配り
- 8/26 和泉中央駅会報配布、柳沢運動プログラム受講
- 8/28 信太山丘陵運営委員会
- 8/30 新住区域変更説明会

残暑おみまい
申おあけ
〜

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

(事務所 〒594-1155 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(全国万葉協会会員)
 - ・会費 1,000円(3か月分) 14-16時
 - ・93回 9/10(土) 柿本人麻呂妻への絶唱の歌(江津物語)
 - ・94回 10/9,10(日、月) 万葉バスツアー(泊) ぐるっと人麻呂! 石見の国 万葉歌碑巡り
- <途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます>

ちぎり絵

- ・講師 西原志満子さん・材料費実費 参加費無料
- ・9月14日(水) 13時~16時

パソコン講座(参加費無料)

- ・第2、第4週の火曜 10時~12時、同じく 木曜 14時~16時
- ・申し訳ありませんが現在定員の関係上新規の受付を中止しています。

市政相談会

- ・第2、4水曜日 20:00~21:30